

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(岐阜県岐阜振興局の廃止に係る経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県振興局等設置条例(以下「新条例」という。)(により知事が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する岐阜県岐阜振興局の長がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 新条例により知事が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に岐阜県岐阜振興局の長に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、知事に対しなされたものとみなす。

(岐阜県岐阜地域福祉事務所の設置に係る経過措置)

4 新条例により岐阜県岐阜地域福祉事務所の長が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する岐阜県岐阜振興局の長がした処分その他の行為は、岐阜県岐阜地域福祉事務所の長がした処分その他の行為とみなす。

5 新条例により岐阜県岐阜地域福祉事務所の長が処理することとなる事務に関し、施行日前に岐阜県岐阜振興局の長に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、岐阜県岐阜地域福祉事務所の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十三号

岐阜県環境影響評価条例の一部を改正する条例

岐阜県環境影響評価条例(平成七年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一種対象事業に係る」を削り、「第四章 第二種対象事業に係る環境影響評価の手続(第三十条 第三十五条)」を「第四章 削除」に改める。

第二条第二号中「いい、規則で定めるところにより、第三章の規定を適用する第一種

対象事業と第四章の規定を適用する第二種対象事業とに区分する」を「いう」に改める。

「第三章 第一種対象事業に係る環境影響評価の手続」を「第三章 環境影響評価の手続」に改める。

第七条中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、「いう」の下に「及びこれを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)(を加える。

第八条第一項中「規定により方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、「公告するとともに、当該方法書の写しその他規則で定める書面を公告の日の翌日から起算して三十日間縦覧に供し」を「公告し、公告の日の翌日から起算して三十日間、当該方法書及び方法書要約書の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表し」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(方法書説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、前条第一項に規定する縦覧期間内に、関係住民に方法書の内容を周知させるため、関係地域内において説明会(以下「方法書説明会」という。)(を開催しなければならない。ただし、関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、知事と協議して、当該関係地域以外の地域において方法書説明会を開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により方法書説明会を開催するときは、開催の日時、場所その他必要と認められる事項を、知事及び関係市町村長に通知するとともに、方法書説明会の開催の日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない理由により方法書説明会を開催することができないときは、方法書要約書の配布その他の方法により、関係住民に周知を図るための措置を速やかに講ずるものとする。

4 事業者は、第一項の規定により方法書説明会を開催した場合にはその実施状況を、前項に規定する場合においてはその理由及び講じた措置を、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第九条第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十一条及び第十二条中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第十三条中「いう」の下に「及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)(を加え、「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第十四条第一項中「規定により準備書」の下に「及び準備書要約書」を加え、「公告

するとともに、当該準備書の写しその他規則で定める書面を公告の日の翌日から起算して三十日間縦覧に供し」を「公告し、公告の日の翌日から起算して三十日間、当該準備書及び準備書要約書の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第十五条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「関係地域内において説明会」の下に「以下「準備書説明会」という。」を加え、「説明会を開催する」を「準備書説明会を開催する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条の二第二項から第四項までの規定は、前項の準備書説明会について準用する。この場合において、同条第三項中「方法書要約書」とあるのは「準備書要約書」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十五条第二項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第十五条第三項及び第四項を削る。

第十九条中「公告するとともに、当該見解書の写しを公告の日の翌日から起算して二十日間縦覧に供する」を「公告し、公告の日の翌日から起算して二十日間、当該見解書の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

第二十二条中「いつ。」「の下に」「及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という。）」を加える。

第二十三条第一項中「規定により評価書」の下に「及び評価書要約書」を加え、「公告するとともに、当該評価書の写しを公告の日の翌日から起算して三十日間縦覧に供し」を「公告し、公告の日の翌日から起算して三十日間、当該評価書及び評価書要約書の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第二十六条第三項中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事業者の変更の公告等）

第二十六条の二 事業者は、第八条第一項に規定する公告の日以後において、前条第二項の規定による届出を行ったときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により公告を行ったときは、これを証する書面を添えて、遅滞なく、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、同条第二項中「第一種対象事業」を「対象事業」に改め、「ときは」の下に「必要に応じて岐阜県環境影響評価審査会の意見を聴き」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（対象事業の内容の変更の届出の書面の縦覧等）

第二十七条の二 事業者は、第八条第一項に規定する公告の日以後において、前条第一項の規定による届出を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより必要事項を公告し、公告の日の翌日から起算して三十日間、当該変更の届出を行った書面の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により公告を行ったときは、これを証する書面を添えて、遅滞なく、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第二十八条（見出しを含む。）中「第一種対象事業」を「対象事業」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第三十条から第三十五条まで 削除

第三十八条第一項中「以降」を「ときは」に、「その結果について規則で定める事項を」を「規則で定めるところによりその結果について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事後調査報告書の縦覧等）

第三十八条の二 事業者は、前条第一項の規定により事後調査報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他必要な事項を公告し、公告の日の翌日から起算して三十日間、当該事後調査報告書の写しを縦覧に供するとともに、規則で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により公告を行ったときは、これを証する書面を添えて、遅滞なく、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第四十一条中「第三十八条及び第三十九条」を「第三十八条から第三十九条まで」に改める。

第四十二条第一項中「又は第四章」を削り、同条第二項中「又は第三十四条に規定す

る評価書の提出があった日」及び「又は第四章」を削る。

第四十四条第一項中「規則で定めるところにより」を削る。

第四十五条第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「若しくは第三十条の方法書、第十三条若しくは第三十二条の準備書、第二十二條若しくは第三十四条の評価書」を「の方法書、第十三条の準備書、第二十二條の評価書」に改め、同項第三号及び第四号中「(第三十五条において準用する場合を含む。)」を削り、同項第五号中「場合において」を「事項について」に、**「する」を「講ずる」に改め、同項第六号中「規定による報告を求められて」を削り、「せず」の下に「若しくは虚偽の報告をし」を加える。**

別表第一号中「及び第八号から第十二号まで」を「第八号、第十号及び第十一号」に改め、同表中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県環境影響評価条例(以下「旧条例」という。)第七條、第十三條、第二十二條、第三十條、第三十二條又は第三十四條の系統が行われている改正後の岐阜県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)(第二條第二号に規定する対象事業(以下「新条例対象事業」という。))に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、旧条例第十條第一項又は第三十條の二第一項の規定による第一次知事意見書が送付されていない場合にあつては第一次知事意見書の送付まで、旧条例第二十一條第一項又は第三十三條第一項の規定による第二次知事意見書が送付されていない場合にあつては第二次知事意見書の送付までの手続に限り、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第七條、第十三條、第二十二條、第三十條、第三十二條又は第三十四條の規定により提出されている新条例対象事業に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書は、新条例第七條、第十三條又は第二十二條の規定により提出された環境影響評価方法書及びこれを要約した書類、環境影響評価準備書及びこれを要約した書類又は環境影響評価書及びこれを要約した書類とみなす。

(岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例の一部改正)
5 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。
第二条第十二号中「(同号に規定する第一種対象事業を除く。)」を削る。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十四号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)(第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熟慮及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)